

応用倫理学から具体倫理学へ

―対人援助職との研究連携のなかから―

松 田 純

はじめに

近年わたしは、科学研究費のプロジェクトなどで、対人援助職の倫理と法、薬剤師の倫理、エンハンスメント問題の倫理的・法的検討、ドイツ応用倫理学の総合的研究などに取り組み、現在、在宅医療と介護福祉の倫理と法、ロボットスーツHAL[®]の臨床応用、希少性難病患者に関する医療の向上及び患者支援のあり方、患者団体など先端医科学研究との連携構築（後半三件は厚生労働省研究班）などに取り組んでいる。こうした諸分野の倫理的問題への取り組みは「応用倫理学」と称されることが多い。しかし、「応用倫理学 (applied ethics)」という名称は、すでにある理論や原則を、さまざまに分野の具体的な問題に「応用する (apply)」というイメージを与える。強く言えば、普遍的な規範を具体的なケースに演繹的に適用するというイメージである。けれども、具体的ケースに取り組むとき、既存の理論や原則の問い直しを迫られることが起こり得る。この事態に真摯に向き合うことが求められる。とりわけ3・11のような何百年に一度という衝撃的な体験をすると、私たちの「当たり前」日常だけではなく、みずからがよって立

つ基盤は根底から揺さぶられる。いまでも多くの研究者が、大震災に哲学は何をなしているか？ 大震災を経験したいま、例えば環境学は自然とどう向き合えばよいのか、などと、さまざまに問い続けている。

日常の現場においても、既存の価値観や倫理的対応などの問い直しを迫られる事例は珍しくはない。わたしは、医学部のない静岡大学の大学院、人文社会科学研究所のなかの臨床人間科学専攻という珍しい専攻で、生命倫理学などの教育を担当している。ここでは、医師以外の多様な対人援助職との出会いがある。医療倫理学や生命倫理学は、これまではおのずと医師を中心に考えられてきた。あるいは「医師中心」が特に意識されることもなく、当然の前提となっていた。しかし、現在、医療を担っているのは医師だけではない。看護師、薬剤師、臨床心理士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、ソーシャル・ワーカー、臨床検査技師など、多様な専門職が医療を担っている。さらに、いま医療は介護福祉とシームレスな接続が求められていて、ケアマネジャーや介護福祉士など、多様な職種との連携も必要となっている。医療や福祉を含む対人援助という営みにおいて、さまざまな職種を超えて普遍的に妥当する共通の倫理的な原則も当然あるであろう。しかし実際のケースへの適用にあたっては、おのおのの対人援助の文脈や、そこにおける対人援助職の役割や、彼女／彼らの職業上の価値志向などを反映することも多い。これまで「医師の倫理」として彫琢されてきた医療倫理をそのまま適用するわけにはいかないこともしばしば生じうる。

わたしは現在「生命倫理学のすきま産業」という、ややへりくだったスローガンを掲げて、倫理への取り組みが空白に近い発展途上にある職業分野で、対人援助職の倫理的・法的対応力を高める取り組みを試みている。この活動で多様な職種の援助職と交流するなかで、現場に即した、より柔軟な対応力が求められることを感じている。倫理学には、一般原則をさまざまな分野に「応用する」ことを超えた、もっと創造的な営みが求められていると思う。

本稿では、ドイツの倫理学者ルートヴィヒ・ジープ (Ludwig Siep, 1942) の「具体倫理学 (Konkrete Ethik)」

の構想に学びながら、具体的な課題に、他領域の人々と学際的な研究に取り組む際の、方法論と作法について考察してみたい。まず、ジープの「具体倫理学」の理念を検討する(1)。次に、生命倫理学の基本テキストとして定着しているピーチャム&チルドレスの『生物医学倫理学の諸原則』を取り上げる。この著作は現在第六版まで改訂されてきたが、この改訂の過程に、「原則主義」という批判を超えて、「具体倫理学」への接近があることを明らかにしたい(2)。

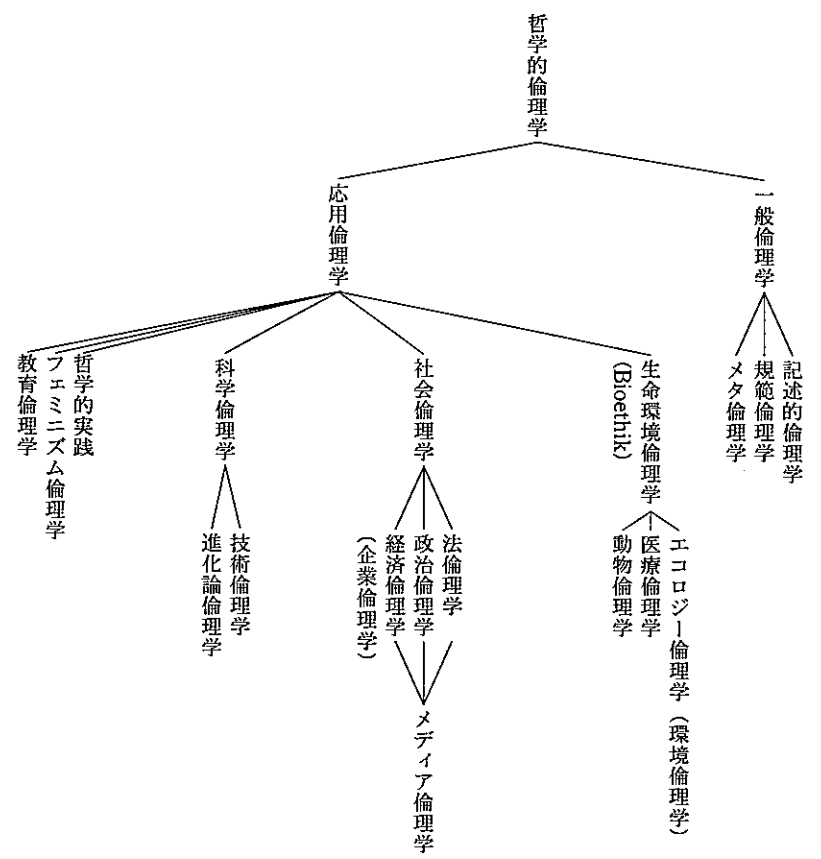


図 倫理学の配置図 (ピーパー&トゥルンヘアによる倫理学的体系図²を一部改変)

今日、世界的に応用倫理学が隆盛で、新たな領域を対象とした「〇〇倫理学」が新しく誕生し、戦線は拡大し続けているように見える。「応用」というキーワードから理解すると、例えば、右図のような関係になる。規範倫理学などの「一般倫理学」を各領域に「応用」すると、さまざまに「〇〇倫理学」が成立するように見える。「一般倫理学」の方は、応用される諸領域から影響されず、別の規範性などから導かれる、と理解される。けれども、具体的ケースに直面し、既存の理論や原則への違和感が生じ、それへの問い直しが迫られることがある。現場からのこうした疑問や違和感を真摯に受けとめ、自らの理論的な基盤を批判的に吟味できる柔軟さがないと、哲学・倫理学は学際的研究のなかで適切な役割を果せないのではないだろうか。

もしも既存の価値イメージが具体的な問題の検討のなかで揺るがされたなら、価値や理論を再吟味し、修正を試みる。具体的なケースと一般理論との適合性を求めて吟味と修正を繰り返す。両者の間のこうしたたえざる往復運動。それは既存の価値観に基づく理論や原則を「応用する」という営みではもはやない。こうしたダイナミックな営みを、ジープは「応用倫理学」ではなく、「具体倫理学」と名づけた。これは〈臨床の知〉としての哲学という発想とも重なる（本誌掲載の浜渦論文参照）。

ジープのチャレンジングな労作『具体倫理学』(Konkrete Ethik, 2004)は西洋の近代倫理学を再び世界へと開放することを狙っている。西洋の哲学はまず宇宙の原理を探求した自然哲学に始まった。ソクラテスが自然哲学から人間の事柄へと眼を転じたことが、愛・智フィロソフィアとしての哲学の発端となった。その後、人間の道徳的義務を扱うのが哲学的倫理学の基本となった。とりわけ西洋近代の倫理学は方法としても、普遍的な倫理学原理の基礎づけをめざし、数学化・科学化の道を歩んだ。「善い」「べし」などの倫理言語の分析に没頭し、現実の具体的諸問題は倫理学の視界から消えた。ジープはこの道を逆に辿り、とりわけ近代倫理学によって狭められた倫理学を再び、広く「世界」へと開放しようとする。この「世界」には社会と自然世界が含まれる。倫理学が個人間の諸権利・諸義務についての考察を超えて、社会倫理へと開かれる。それだけでなく、人間関係にとどまらず、動植物や生態系を含む自然に対する倫理（自然倫理学）をも包括する。

かかる開放がなぜ必要なのか？ 技術・科学と経済・政治などが現在投げかけている諸問題でわたしたちが或る社会的な選択を迫られるとき、個人間の義務に関する倫理学ではまったく足りないからだ。地球生態系の危機にどう対応するか？ 人間的な自然（本性）をも変えようとするバイオテクノロジーの利用（人体改造、エンハンスメント）はどこまで許されるのか？ これらは、カントの普遍的な道徳法則をもつても、功利主義の原理をもつても、扱いきれない。ましてや倫理言語の分析だけでも、無理である。自然とのつきあい方を主題化した自然倫理学、ならびに社会としての選択をも扱う社会倫理学を含む、もっと包括的な倫理学の構想が必要になる。ジープがこの構想のために持ち出す理念は「善き世界 (eine gute Welt)」という理念である。人間世界にとどまらず、動植物を含む自然世界を包括した世界の「善き秩序」を目標としている。「善き秩序」は西洋の倫理学にとって新しい概念ではない。むしろ古代倫理学以来の伝統的概念である。ジープはこれを、個人間関係の倫理を超えて、社会倫理＋自然倫理の全体構想のなかで膨らましていく可能性を模索している。

この構想のなかで、ジープは、既にどこかで確立された倫理学の原理を具体的課題に適用して考察するというイメージにはっきりと反対している。倫理学の原理論的考察と、諸課題への実践的取り組みとしての応用倫理学を分けるのではなく、具体的諸課題への倫理学の取り組みのなかで、原理や倫理学そのものあり方を問い続ける営みが具体倫

理学という構想なのだ。具体的諸問題から出発し、わたしたちの日常の行動を規定している価値観や、評価を含んだ人間像・世界像のなから、当該問題を判断する枠組みを構成する諸原則や諸規準を見出ししていく。その作業は、「善き世界」という全体的な価値イメージと、個別具体的な問題の検討のなかで、再吟味と修正を繰り返す。原理と経験との間のこの往復運動をジープは、全体への視座と個別諸問題の具体的検討との間のたえざる「反省的均衡」と捉える。

「反省的均衡」はロールズ (John Rawls, 1921 - 2002) の概念である。「一般」原則と「具体的なケース」についての「判断あるいは確信の間に食い違いが生じたとき、最初の説明を修正したり、現在の判断を見直したりといった仕方」で、行ったり来たり (by going back and forth) を繰り返すことを通じて、原則と判断あるいは確信とが釣り合うところまで熟慮を重ねる。この「原則と熟慮した判断 (considered judgment) とを相互調整するプロセス」を、ロールズは「反省的均衡 (reflective equilibrium)」と呼んだ。ジープは、ロールズ以来定着してきたこの概念を借りて、具体倫理学の方法を説明している。

二 ビーチャム&チルドレスの原則主義からの脱却

ビーチャム&チルドレスの『生物学倫理学の諸原則』も、「反省的均衡」を倫理的比較衡量の方法として採用している。本書がこれを採用したのは、じつは第四版 (一九九四年) からである。本書改訂の過程を詳細に分析した香川知晶氏⁷によれば、一九九〇年代から、本書に対して、「原則主義 (principlism)」という批判がなされるようになる。

「原則主義」とは、自律尊重、無危害、善行、正義といった一般原則を演繹的に個別ケースに当てはめる方法に対する批判である。すなわち、倫理理論↓原則↓規則↓ケースへという演繹的なトップダウンの方法に対する批判である。こうした批判を受けて、第四版で大幅な改訂がなされ、原則主義を放棄するにいたる。この変更後の立場を第五版が一層明確に示している。第五版は第九章で生物学倫理の方法論を扱い、トップダウンモデルと、ボトムアップモデルを対比している。トップダウンモデルとは、一般規則をケースに応用する方法であり、「これが応用倫理学という言葉の使用を動機づけた」という。この演繹的方法の対極にあるのは、帰納的なボトムアップモデルである。具体的なケースから一般的な立場へと帰納的に推論する方法である。ビーチャム&チルドレスは、この両者を統合したモデルを「整合説 (coherence theory)」として提案する。「トップ (原則、理論) とボトム (ケース、個人の判断) だけでは、生物学倫理にとって十分ではない」。「原則はケースに対して特定化「具体化」される必要があるし、ケース分析は一般原則からの説明を必要としている」。この整合説を彼らは、ロールズの「反省的均衡」という言葉で説明している。

このように、彼らは当初の「原則主義」を捨て、理論・原則と具体的なケースを往復する「反省的均衡」の立場にたどりつき、これが最新版 (第六版、二〇〇九年) にも引き継がれている。

まとめ

以上の考察から、ロールズ、ビーチャム&チルドレス、ジープらの倫理学に通底する方法論が見えてきた。それは、一般理論や倫理原則と、具体的なケースを双方向からすり合わせながら、両者の均衡点を探るという姿勢である。彼らはいずれも一般理論をケースに「応用する」という発想を克服している。

「応用倫理学」という名称には、既定の原則をさまざまな主題に「応用する」倫理学というイメージをぬぐえない。倫理学原論をから見たら、周縁的な課題というイメージがある。しかし、日本に応用倫理学という学問領域を定着させた加藤尚武氏は、「応用倫理学の方が、倫理学のより根本的な問題を扱っているという逆転現象が起こっている」と言う。¹¹ 代理母、サイボーグ人間、クローン人間などが提起する倫理問題に直面したとき、伝統的な倫理学説のどこにも答えがなく、根底から問い直しを迫られるからである。つまり、応用倫理学は、既定の倫理学構想を根底から問い直すラジカルな営みになる。であるなら、この際、「具体倫理学」という名称を普及・定着させることが、現代の新しい学の本質をより明瞭にすることになる。それによって、課題指向型の学際的研究のなかで哲学・倫理学の役割が果たす役割もより明確になるのではないだろうか。

註

- 1 平成21-23年度に静岡大学大学院人文社会科学部研究科臨床人間科学専攻で、文部科学省の組織的な大学院教育改革推進プログラム「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成——多文化共生社会における臨床実践力と実証的研究能力の向上」に取り組んだ。
- 2 Annemarie Pieper/Urs Thurnherr, Einleitung, in: *Angewandte Ethik*, S.9. 伊藤美恵子訳, A. ビーバー, U. トゥルンヘア「序論」(要約)『独仏生命倫理研究資料集』千葉大学、二〇〇三年、上巻一二頁。
- 3 邦訳 広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター、ジープ『応用倫理学』丸善、二〇〇七年は日本の出版情勢を配慮して、著者の許可を得た上で、書名を変更したが、これによってジープの真意が日本の読者に伝わりにくくなった。
- 4 Rawls, John, *A Theory of Justice*, revised ed., Harvard University Press, 1971. p.18. ショーン・ロールズ『正義論』川本隆史・福岡聡・神島裕子(訳)、紀伊國屋書店、二〇一〇年、一九頁。
- 5 Siep, Konhete *Ethik*, 2004, S.23
- 6 本書は米国バイオエシックスの基本テキストと評価されている。わが国においても、近年、これの四原則アプローチが医療倫理や看護倫理のなかで普及しつつある。ヨーロッパでも四原則アプローチが広がりつつある例えば、二〇一〇年にオーストリア首相府生命倫理委員会が発表した「インターネットを介した遺伝子・ゲノム検査についての態度表明」はDTC(消費者直販型)遺伝学的検査サービスの倫理的評価を、自律、無危害、善行、情報とプライバシー保護、配分の正義という五つの原則に照らして検討している。⁹ Bioethikkommission beim Bundeskanzleramt, *Stellungnahme der Bioethikkommission zu Gen- und Genomtests im Internet*, 2010, Wien. <http://www.bka.gv.at/DocView.axd?CobId=40383>
- 7 香川知晶「バイオエシックスにおける原則主義の帰趨」、『メタバイオエシックスの構築——生命倫理を問いなおす』NTT出版、二〇一〇年、第六章
- 8 Tom L. Beauchamp & James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics* 5th, 2001, pp.385-386.『生命医学倫理』立木教夫・足立智孝(訳)、麗澤大学出版会、二〇〇九年、四六七-四六八頁。
- 9 *ibid.*, pp.391-392, 四七五頁
- 10 *ibid.*, pp.397, 四八三頁
- 11 加藤尚武「応用倫理学の根元性」、『ならくしす 広島大学応用倫理学プロジェクト研究成果報告書』八号、二〇〇六年、六頁。

(まつだ じゅん 静岡大学人文社会科学部)

静岡大学哲学会 文化と哲学 第二十九号 抜刷

応用倫理学から具体倫理学へ

— 対人援助職との研究連携のなかから —

松田 純

二〇一二年七月三十一日